

## 埼玉県立熊谷高等技術専門校指名業者選定委員会要綱

### (趣旨)

第1条 埼玉県立熊谷高等技術専門校所管の業務の執行に当たり、業者の適正な選定を図るため、埼玉県立熊谷高等技術専門校に指名業者選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

### (任務)

第2条 委員会は、熊谷高等技術専門校が行う業務委託及び物品の購入等(以下「業務委託等」という。)のうち、埼玉県財務規則第102条の2に定める額を超えた業務委託等の契約の方法及び契約の相手方となり得る業者の選定に関し、必要な事項を審査する。

ただし、産業労働部指名業者選定委員会で審査するものは除く。

2 前項の審査は、各担当者の内申に基づいて行う。

### (組織)

第3条 委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長	校長
副委員長	副校長
委員	担当部長、担当課長

### (運営)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

2 委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

### (関係職員の出席)

第5条 委員会は、審査の内容について必要があるときは、関係職員の出席を求め、その説明を聞くことができる。

### (秘密の保持)

第6条 委員等は、委員会の内容及び職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (事務局)

第7条 委員会の事務局は、総務担当に置く。

### (議事録)

第8条 委員会の事務局は、その委員会の会議ごとにその審議概要を議事録にまとめ、契約の相手方が決定後に議事録の閲覧を希望する者に対し、熊谷高等技術専門校において情報提供(閲覧)を行うものとする。

2 前項の情報提供を行う期限は、当該契約の締結日が属する年度の翌年度4月1日から5年間とする。

3 委員会に提出された資料は前項に規定する期間は保存しなければならない。

4 委員会に提出された資料のうち、埼玉県情報公開条例第10条第2号に規定する「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が記載された資料又は資料の当該情報は不開示情報のため機密扱いとする。

(その他必要事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 埼玉県立熊谷高等技術専門校指名業者選定委員会要綱（平成19年12月3日施行）は廃止する。

様式 1

一般競争入札における入札参加条件の内申について

1 案件名	
2 業務場所 (納入場所)	
3 設計金額 (契約予定金額)	
4 業務内容	
5 入札参加に 必要な主な資格	
6 開札日時	年 月 日 ( ) 時
7 契約期間	年 月 旬 ~ 年 月 旬
8 その他 (入札参加可能 業者数等)	

※業務内容は、できるだけ具体的に記載する、参考数値等があれば併せて記載する。

様式 2

指名競争入札（指名見積合わせ）に係る業者選定の内申について

1 案件名	
2 業務場所 （納入場所）	
3 設計金額 （契約予定金額）	
4 業務内容	
5 内申業者	別紙のとおり
6 内申理由	<input type="radio"/> 契約の性質又は目的が一般競争入札（オープンカウンター）に適さない理由 ① ② <input type="radio"/> 選定理由 ① ②
7 開札日時	年 月 日（ ） 時
8 契約期間	年 月 旬 ～ 年 月 旬

※業務内容は、できるだけ具体的に記載する、参考数値等があれば併せて記載する。